

訓子府町まちづくり町民参加条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、訓子府町まちづくり町民参加条例（平成31年条例第3号。以下「条例」といいます。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとします。

(町民参加手続の方法)

第2条 町長等は、条例第6条に規定する町の仕事を行おうとするときは、次の各号のいずれか又は複数の方法により町民参加手続を実施するものとし、その方法を定める上で考慮すべき事項は別表のとおりとします。

- (1) 審議会等（審議会その他の附属機関及びこれに類するものをいいます。以下同じです。）
- (2) まちづくり意見募集
- (3) まちづくりトーク
- (4) アンケート調査
- (5) その他の町民参加手続

(町民参加手続における公表の方法)

第3条 町民参加手続に関する事項を公表するときは、町広報誌への掲載、町ホームページへの掲載、役場庁舎その他の町内主要施設への掲示等によります。

2 町長等は、町民参加手続に関する事項を公表したときは、あわせて、報道機関への情報提供等により、広く町民に周知するように努めます。

(町民参加手続の予定及び実施状況の公表)

第4条 町長は、毎年度、その年度における町民参加手続の実施予定及び前年度の実施状況を公表します。

(施設の設置のうち町民参加手続を義務付けない場合)

第5条 条例第6条第1項第3号ただし書に規定する規則で定める場合とは、町道、普通河川、町営住宅、上水道及び下水道等の町民参加手続を要しないと認められる施設の設置のときとします。

(審議会等の基本原則)

第6条 町長等は、審議会等の委員には、正当な理由がある場合を除き、公募により選考された者を加えます。

2 町長等は、審議会等の委員の選考にあたっては、その男女比及び年代や職種等に配慮し、町民の多様な意見を聴けるように努めます。

3 審議会等は、正当な理由がある場合を除き公開します。

4 町長等は、審議会等の予定を公表します。ただし、審議会等を公開しないとき及び緊急に審議会等を開催する必要があるときは除きます。

(審議会等の議事録の作成及び公表)

第7条 町長等は、審議会等の会議が開催されたときは、次の事項を明らかにした議事録を作成し、第3条第1項のいずれかの方法により公表します。ただし、訓子府町情報公開条例（平成15年条例第34号）の定めによる不開示情報についてはその限りではありません。

- (1) 会議の日時、場所、出席者氏名及び傍聴者数
- (2) 会議の議題
- (3) 会議で使用した資料の内容
- (4) 会議における発言の内容又は議事の経過
- (5) 会議の結論
- (6) その他必要な事項

(まちづくり意見募集の手続)

第8条 まちづくり意見募集とは、町の仕事の原案を公表し、それに対し書面等による意見を募集することをいい、その手続は次のとおりです。

2 町の仕事の内容等を公表し、意見の募集期間は30日以上とします。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、意見の募集期間を30日未満とし、その理由を公表します。

- 3 意見の提出方法は、その記録性を確保できる範囲で、可能な限り多様な方法を認めます。
- 4 提出された意見は、町の仕事の決定に活かし、その結果を公表します。

(まちづくり意見募集の公表事項)

第9条 町長等は、まちづくり意見募集を行うときは、次の事項を公表します。

- (1) 対象とする町の仕事の内容
- (2) 対象とする町の仕事の原案及び関連事項
- (3) 意見の提出先、提出方法及び募集期間
- (4) 意見を提出することができる者の範囲
- (5) 条例第7条第2項の規定により行う検討結果の公表の予定時期
- (6) その他必要な事項

(まちづくりトークの開催)

第10条 町長等は、町の仕事について、広く町民の意見を直接聴く必要がある場合は、町民と町長等及び町民同士が自由に意見を交換するために、まちづくりトークを開催します。

(まちづくりトークの開催予告)

第11条 町長等は、まちづくりトークを開催するときは、次に掲げる事項を公表します。

- (1) 開催日時及び開催場所
- (2) 対象とする町の仕事の内容
- (3) 対象とする町の仕事の原案を作成したときは、その内容及び関連事項
- (4) その他必要な事項

2 前項の規定による開催予告は、緊急その他特別の理由があるときを除き、まちづくりトークを開催する日から起算して30日前までに行います。

(まちづくりトークの開催記録の作成及び公表)

第12条 町長は、まちづくりトークを開催したときは、開催記録を作成し、公表します。

(その他の町民参加手続実施の公表)

第13条 町長等は、その他の町民参加手続を行うときは、次の事項を公表します。

- (1) 対象とする町の仕事の内容
- (2) その他の町民参加手続の方法、日時及び場所
- (3) 対象とする町の仕事の原案を作成したときは、その内容及び関連事項
- (4) 参加することができる者の範囲
- (5) 条例第7条第2項の規定により行う検討結果の公表の予定時期
- (6) その他必要な事項

2 前項の規定による公表は、緊急その他特別の理由があるときを除き、その他の町民参加手続を行う期日の30日前までに行います。

附 則

この規則は、公布の日から施行します。

別表（第2条関係）

町民参加手続の方法を定める上で考慮すべき事項

項目	内容
全般的事項	町民参加手続の対象となる町の仕事のうち、特に重要と認められる事案については、複数の方法の町民参加手続を組み合わせて行うよう配慮すること。
審議会等	<p>次のいずれかに該当し、かつ、限定された数の町民の合議による検討の結果を聴いた上で事案の処理方針を決定する必要があると認められる場合には、審議会等に付議することを原則とすること。</p> <p>(1) その町の仕事の処理方針を決定する上で専門的立場からの知見、判断等が必要と認められるとき。</p> <p>(2) その町の仕事の処理方針の決定内容について、その中立性及び客観性が特に強く求められるとき。</p> <p>(3) その町の仕事の対象となる事案について町民の中に相反する利害が存在し、利害関係者の話し合いによりその調整が求められるとき。</p>
まちづくり意見募集	町民参加手続の対象となる町の仕事を行おうとするときは、他の方法による町民参加手続を行う場合を除き、まちづくり意見募集を行うこと。
まちづくりトーク	直接対面方式により広く町民と意見交換をする必要があると認められる場合には、まちづくりトークを実施すること。
アンケート調査	より多くの町民の意見等を集約する必要があると認められる場合には、アンケート調査を実施すること。